

ご寄附のお願い

公益財団法人愛知県がん研究振興会は、地域におけるがんに関する研究を奨励するとともに、がんの最新診断治療技術の普及を促進し、県民の健康と福祉の増進に寄与することを目的として、昭和51年に設立された財団法人で、平成24年8月1日に愛知県認可の公益財団法人へ移行しました。

皆様から寄せられたご寄附や基本財産等の利息収入により、愛知県内の医療機関や大学、研究所等で、がん医療や研究に携わる医師、研究者、教員、看護師、技師等に対するがん医療向上のための研究費助成事業を設立以来毎年度行っております。平成25年度（第38回）は15名、平成24年度（第37回）は15名へ助成しました。

いただきました寄附金を実際にどのように活用したかにつきましては、本財団のホームページで事業報告や助成金実績として公開しております。

◆ ご寄附の方法

(1) ゆうちょ銀行への振込（振込手数料はご負担願います）

- ・ 振込先は次のとおりです。

金融機関コード : 9900 店番 : 089 預金種目 : 当座

店名 : 〇八九(ゼロハチキュウ店) 口座番号 : 0110996

口座名 : 公益財団法人 愛知県がん研究振興会

- ・ 寄附申込書をホームページ (<http://www.acrf.or.jp/>) よりダウンロードし、必要事項を記入の上、FAX、郵送、メールによりお知らせください。
- ・ 入金確認後、領収書を寄附申込書記載の住所へ郵送いたします。

(2) 郵便局での振込

- ・ 振込先は次のとおりです。

郵便振替口座 : 00840-7-110996

口座名 : 公益財団法人 愛知県がん研究振興会

- ・ 通常、振込手数料が必要ですが、振込手数料が不要の払込取扱票がございましたので、送付をご希望の方は、本財団事務局まで電話、FAX、郵送、メールによりお知らせください。
- ・ 入金確認後、領収書を払込取扱票記載の住所へ郵送いたします。

(3) 持参によるご寄附

- ・ 本財団事務局にて受け付けます。
- ・ 寄附申込書をご記入いただき、領収書を発行いたします。

◆ 挨拶状の印刷

故人追悼等のためにご寄附をお考えの方には、本財団にて挨拶状の印刷を承っております。（一定金額以上の場合）詳しくは、本財団事務局へお尋ねください。

◆ お名前掲載

ご寄附いただきました皆様のうち、ご了承いただいた方のお名前・法人名を本財団ホームページでWEB芳名録として公表させていただきます。

なお、匿名をご希望の場合はご希望に沿った対応をいたします。

◆ 寄附金に対する税制上の優遇措置

(公財)愛知県がん研究振興会は愛知県知事から公益財団法人に認定されており、同時に税法上の特定公益増進法人※でもあります。

本財団発行の領収書を税務署に提出されますと、税制上の優遇措置が受けられます。また、相続によって得た財産の一部を寄付いただいた場合も、相続税の課税対象から除外されます。詳しくはお近くの税務署にお問合せください。

※ 特定公益増進法人とは、公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人として、法令で定められたものをいいます。

(1) 個人の場合 (2種類の控除制度があります)

寄附をした翌年3月15日までに確定申告を行ってください。

① 所得税については、A又はB何れかの控除制度を選択できます。

A 所得控除における所得控除額 ※1

寄附金(総所得金額等の40%を上限) - 2,000円

B 税額控除における税額控除額 ※2 <控除額は所得税額の2.5%が限度>

寄附金(総所得金額等の40%を上限) - 2,000円 × 40%

② 寄附を行った翌年度の個人県民税・市町村民税の額から控除されます。

{寄附金(総所得金額等の30%を上限) - 2,000円※3} × 4% 又は 1.0% ※4

※1 課税所得金額によりますが、10,000円を寄付した場合、減税額は400円～3,200円となります。

※2 10,000円を寄付した場合、所得金額を問わず、減税額は一律3,200円となります。

※3 平成24年度より5,000円から2,000円に引下げられました。

※4 愛知県内在住の方で、瀬戸市、春日井市、刈谷市、常滑市、大府市、清須市、北名古屋市、豊山町住民の方は4%、これら以外の県内市町村住民の方は1.0%です。

(2) 法人の場合 (平成24年4月より損金算入限度額の計算が改正されました)

会社などの法人が特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

<一般の寄附金の損金算入限度額>

改正前

(資本金等の額×0.25%+
所得金額×2.5%)×1/2

⇒

改正後

(資本金等の額×0.25%+
所得金額×2.5%)×1/4

※特別損金算入限度額を超える特定公益増進法人に対する寄附金の額と一般寄附金の額とを対象にするものです。

+

<特定公益増進法人への寄附金の特別損金算入限度額>

改正前

(資本金等の額×0.25%+
所得金額×5%)×1/2

⇒

改正後

(資本金等の額×0.375%+
所得金額×6.25%)×1/2

※平成24年税制改正により、一般寄附金の損金算入限度額が縮減され、特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額は一般寄附金の損金算入限度額の縮減額相当額の拡充がされました。

ご寄附に関する問い合わせ先

公益財団法人 愛知県がん研究振興会

〒464-8681 名古屋市千種区鹿子殿1番1号(愛知県がんセンター内)

TEL: 052-762-6111 (代) FAX: 052-764-2963

ホームページ: <http://www.acrf.or.jp/> E-mail: info@acrf.or.jp